



# 北上市次期総合計画 策定の基本方針

『“北上”に想いを寄せて』

平成31年 1月  
北上市



## 1 策定の趣旨

北上市は、平成22（2010）年度に中長期的展望をもつ計画的・効率的な市政運営の指針として北上市総合計画（2011～2020）を策定して、将来の都市像「豊かな自然と先端技術が調和した魅力あふれるまち」を実現するため、各種施策や事業を推進してきたところである。

現行の総合計画が2020年度をもってその計画期間が終了することから、その成果や課題等を踏まえるとともに、社会情勢の変化等を的確に捉えたまちづくりを進めるため、まちづくりの指針となる次期総合計画を策定するものである。

## 2 総合計画の位置付け

北上市自治基本条例（条例第24号）第13条第1項により、総合計画を総合的な市政運営の指針として位置付ける。

## 3 策定における留意事項

- (1) 多くの地方自治体と同様に、少子高齢化の進行などによる社会保障関連経費の増大や人口急増期に整備した公共施設の老朽化など多くの課題に直面している。
- (2) 本市においては、これまで積極的な企業誘致の推進や産学連携などによる産業振興に取り組んできたが、今後、企業進出が見込まれ、本市への経済波及効果が期待される。
- (3) 「都市の住みよさランキング」では、9期連続で県内第1位となり高い評価を得ており、引き続き市民が住みよさを実感できるまちづくりを進めていく。

## 4 策定の視点

### (1) 市民参画による計画づくり

まち育て3条例（自治基本条例・まちづくり協働推進条例・地域づくり組織条例）の理念に基づき、まちづくりの主体である市民、地域団体、NPO、企業等の参画と協働による計画づくりを進めるとともに、計画策定に多様な主体の参画を図り、新たなまちづくり人材を育成する。

### (2) 人口減少・少子高齢化に対応できる計画づくり

人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な活力あるまちづくりを最重点課題として、その課題に対応する計画づくりを進める。

### (3) 時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会経済情勢が大きく変化する中で、本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズ等を的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを進める。

### (4) 現行総合計画の検証結果を反映した計画づくり

北上市政策評価委員会の評価結果を踏まえ、まちづくりの成果の定義やその達成目標を明らかにする成果指標の熟度を高めるなど、行政マネジメントシステムに基づき、現行総合計画の進捗状況を検証・分析し、その結果を計画策定に反映させる。

### (5) 関連する計画等との整合した計画づくり

市政の最上位計画として、各行政分野における計画が連動していくよう、既存の各種計画との整合を図る。また、各種計画の策定や見直しにおいては、策定の目的や法的位置付けを精査し、総合計画との統合について検討する。

(6) **実現性・実効性を確保した計画づくり**

将来における財政状況を十分に想定し、施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを行う。

(7) **目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり**

まちづくりの目標を明確にして、成果を重視した行政運営を推進できる計画づくりを行う。

**5 総合計画の構成と期間**

総合計画は北上市自治基本条例第13条第2項に基づき、「基本構想」「基本計画」「地域計画」「実施計画」とする。

(1) **基本構想**

まちづくりの将来目標とその実現のための基本方向（市政運営の施策の大綱）を示したもので、将来像、人口フレーム及び土地利用構想などを明らかにし、その期間は2021年度からの10年間とする。なお、時代の変化や新たに発生した行政課題への確に対応するため、中間年度にまちづくりの基本方向などを確認する（必要に応じて見直し）。

(2) **基本計画**

基本構想に掲げた施策の大綱を具体化し、その目標達成のために必要な重点的・基本的施策を明らかにしたもので、その期間は10年間とする。なお、施策の方向性などについて基本構想と併せて中間年度に確認する（必要に応じて見直し）。

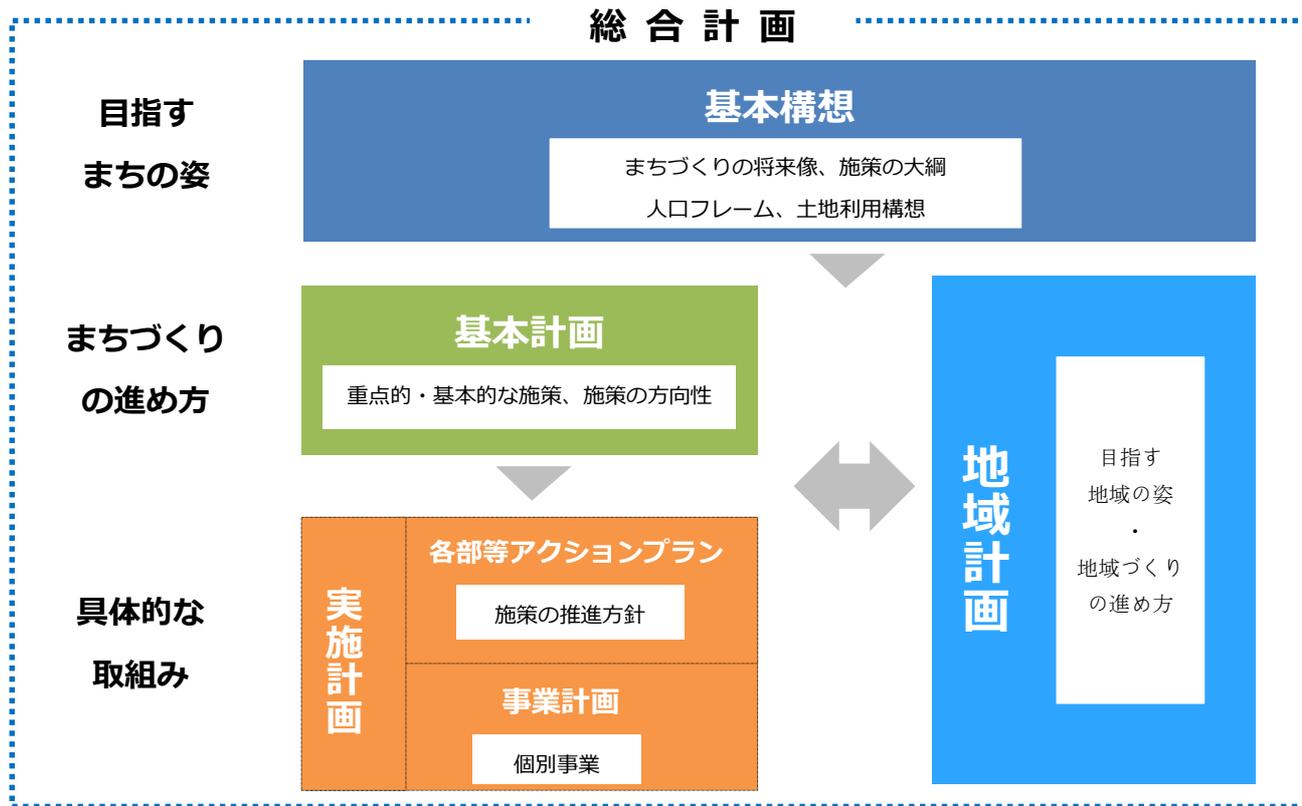
(3) **地域計画**

市全体としてのまちづくりと北上市を構成する16地区の地域づくりが一体的に進められる必要がある。市のまちづくりの将来目標、施策の大綱や重点的・基本的施策を示しつつ、地域の将来像を自ら考え、地域資源を活かして将来像の実現に向けて取り組んでいくため、各地区において「地域計画」を策定する。

(4) **実施計画**

基本計画で示された基本的施策を実現化・具体化するため、各部等における施策の推進方針を示すアクションプランに基づき、毎年度の予算編成方針及び事業実施の指針となる事業計画を示すものがある。アクションプランは社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため計画期間を前後期それぞれ5年とし、進捗状況とともに施策の方向性を毎年度確認する（必要に応じて見直し）。また、事業計画については、3年間を計画期間としながら、行政評価制度による進行管理とあわせ、毎年度見直しを行い、計画の具体化を図る。

## 総合計画の構成



## 計画期間

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想 ・ 基本計画	基本構想・基本計画（10年） * 中間年度確認（見直し）									
実施計画	各部等 アクションプラン	前期アクションプラン（5年） * 毎年度確認（見直し）				後期アクションプラン（5年） * 毎年度確認（見直し）				
	事業計画	事業計画（3年）			ローリング（見直し）					
	←-----→			←-----→						
	←-----→				←-----→					
	←-----→					←-----→				
	←-----→						←-----→			
	←-----→							←-----→		
	←-----→								←-----→	
	←-----→									←-----→

## 6 計画の策定体制（別紙参照）

計画の策定にあたっては、市の内部検討組織により検討を進めるとともに、計画（案）について、北上市基本構想等審議会に諮る。また、北上市自治基本条例第24条の規定を踏まえて、市民参画の機会を確保し、寄せられた意見等を効果的に計画策定に反映させる。総合計画基本構想及び基本計画については、市議会における審議を経て議決・決定する。

### (1) 市の内部検討体制

#### ア 北上市総合計画策定委員会

円滑な計画策定を図るため、北上市総合計画策定委員会規程（平成3年9月24日訓令第40号）により、北上市総合計画策定委員会を設置し、計画（素案）を策定する。

#### イ 北上市総合計画庁内検討部会

北上市総合計画策定委員会の研究作業部門として、適宜、総合計画庁内検討部会を設置する。

#### ウ 北上市近未来政策研究所

北上市近未来研究所における政策及び施策の調査結果を計画策定に反映する。

### (2) 市民参画

#### ア きたかみ未来創造会議

きたかみ未来創造会議設置要綱（平成24年4月1日告示甲第21号）により計画策定に関し市民からの意見を求めるため、きたかみ未来創造会議を設置する。会議においては、市民と職員が協働で計画策定に係るワークショップを実施し、基本構想における本市の将来像や基本目標の構成、基本計画における施策の方向性などについて検討のうえ意見をとりまとめる。

なお、多様な主体との協働による計画策定を進めるため、同会議委員については、公募と併せて無作為抽出による参加依頼を行うとともに、次世代のまちづくりを担う高校生の参画を図る。

#### イ 懇談会

##### (ア) 地区別懇談会

地区別に懇談会を開催し、計画（案）に対する意見・提言等を募集する。

##### (イ) 分野別懇談会

福祉・教育・工業等の分野別の団体や事業者等を対象に懇談会を開催し、計画（案）に対する意見・提言等を募集する。

#### ウ アンケート

平成30年度実施した市民意識調査の考察・分析により、市民ニーズを的確に把握し、計画策定に反映する。

#### エ パブリックコメント

計画（案）について、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見に考慮した計画策定を行う。

#### オ その他の意見聴取

市の広報紙やホームページ等を活用して、市民と計画の策定状況を情報共有するとともに、様々な機会を捉えて市民からの意見を広く聴取する。

**(3) 北上市基本構想等審議会**

北上市総合計画等審議会条例（平成3年9月25日条例第198号）により、市長の諮問に応じて、計画（案）を調査審議し、答申する。

**(4) 北上市政策評価委員会**

これまでの北上市政策評価委員会におけるまちづくりの成果の定義や成果指標等の評価結果を計画策定に反映するとともに、同委員会から次期総合計画の進捗管理及び評価方法について提言いただく。

**(5) 北上市議会**

北上市議会の議決すべき事件を定める条例（平成3年4月1日条例第7号）により、総合計画の基本構想及び基本計画（地域計画を除く）の策定について市議会において議決する。

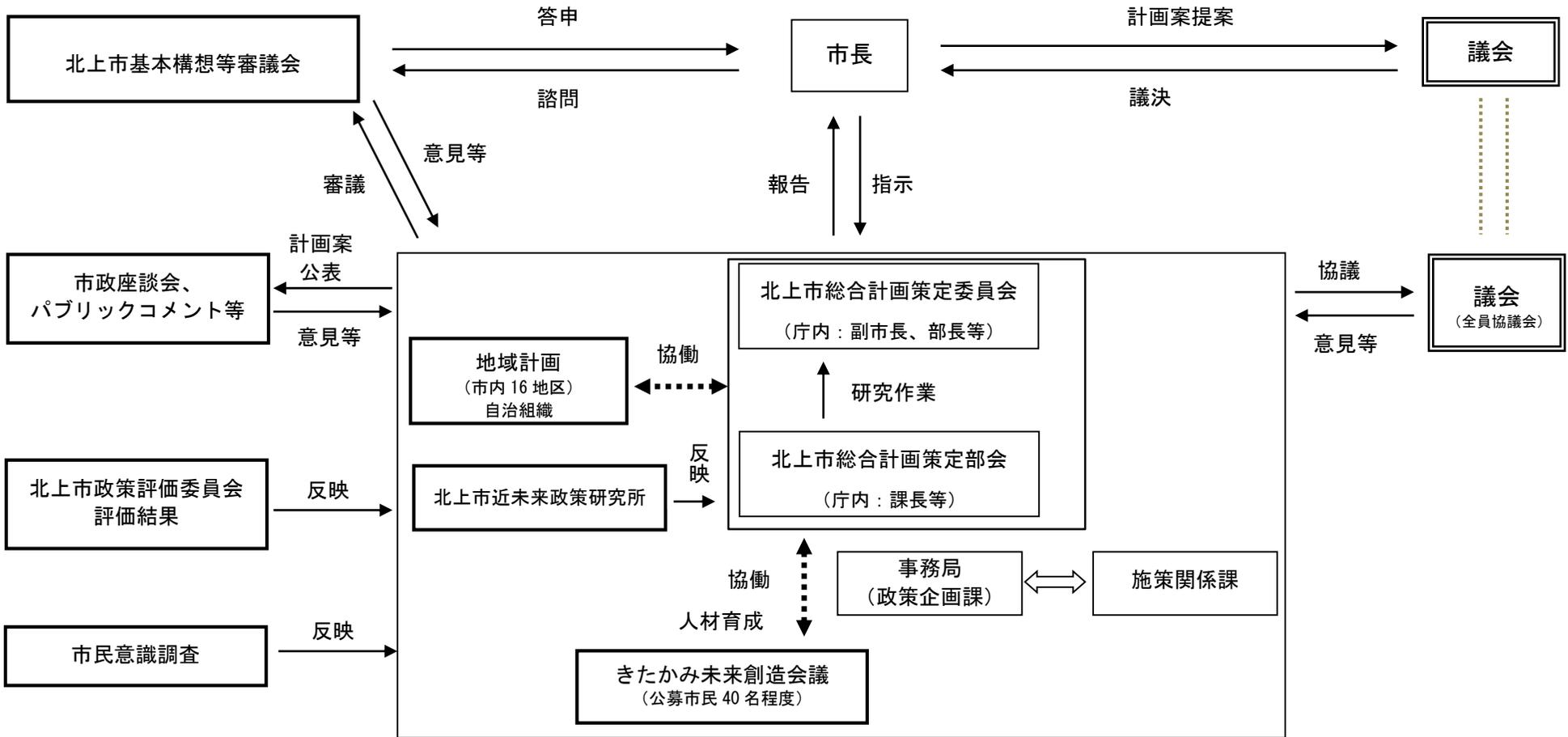
**(6) 計画策定支援業務委託**

計画の策定を効率的・効果的に進めるため、計画の構成、市民参画ワークショップの運営等における業務内容を十分に検討・整理するとともに、計画に求められる専門性、実効性を確保するため、計画の策定に係る支援業務を委託する。

**7 計画策定スケジュール（別紙参照）**

- (1) 基本構想 2019年4月～2019年12月（市議会議決）
- (2) 基本計画 2019年7月～2020年6月（市議会議決）
- (3) 実施計画 2020年4月～2021年3月

■ 策定体制



次期総合計画	2018年度(平成30年度)						2019年度(平成31年度)									2020年度(平成32年度)															
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							基本構想																								
							基本計画																								
																実施計画															
議会																															
基本構想審議会						策定方針説明			基本構想諮問	検討	→		基本構想答申	検討	→		基本計画答申	検討	→												
庁内(策定委員会・庁内検討部会等)				策定方針検討	策定方針庁議決定 政策推進会議で協議		検討	→				パブコメ	検討	→		パブコメ	基本計画庁議決定														
市民会議									検討(ワークショップ)	→																					